

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第5条第1項第8号に掲げるかご漁業（県内船）につき、山形県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和4年1月1日

山形県知事 吉村 美栄子

1 かご漁業（県内船）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
べにずわいがにかご漁業	べにずわいに	かご	操業区域（別記の操業区域をいう。）	4月1日から翌年1月31日まで	定めなし （ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	150トン未満	0	1 山形県内に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
定めなし

別記 操業区域

以下の(1)から(4)の海域のうち、水深800メートル以深の海域とする。

(世界測地系表記)

(1) 北緯40度30分東経138度の点と、北緯37度30分東経135度の点を結ぶ線以東であって、最大高潮時海岸線から50海里以遠の山形県沖合海面。

(2) 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域。

ア 北緯39度20.019分、東経139度12.178分

イ 北緯39度15.260分、東経139度27.163分

ウ 北緯39度02.377分、東経139度19.025分

エ 北緯39度06.495分、東経139度06.002分

(3) 次のA、B、C及びAを順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域。

A 北緯39度01.170分、東経138度48.629分

B 北緯39度02.982分、東経138度57.220分

C 北緯38度56.200分、東経138度54.039分

(4) 次のI、II、III、IV及びIを順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域。

I 北緯39度22.164分、東経139度 0.250分

II 北緯39度20.753分、東経139度04.144分

Ⅲ 北緯39度11.167分、東經138度56.355分

Ⅳ 北緯39度13.333分、東經138度53.745分